

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2018 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「ポータビリティ③離転職に伴うポータビリティ（自動移換）」です。

第 14 講 「ポータビリティ③離転職に伴うポータビリティ（自動移換）」 （確定拠出年金法第 83 条 2018 年度版条文集 P190 ほか）

第 12 講、第 13 講でみたように、個人別管理資産の移換は原則として個人別管理資産を有する者の申出により行われますが、移換の申出を行うべき場合であるのに申出を行わないときには、所定のルールに基づいて個人別管理資産の移換が行われます。このように、自動的に行われる個人別管理資産の移換のことを、一般に「自動移換」といいます。従来は、自動移換といえば、企業型年金から国民年金基金連合会に個人別管理資産が移換されることをいいましたが、2018 年 5 月 1 日より、確定拠出年金への加入状況等に応じて、国民年金基金連合会のほか、企業型年金や個人型年金にも自動移換されることとなりました。

自動移換に関する規定としては、確定拠出年金法第 80 条（企業型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換）、第 83 条（その他の者の個人別管理資産の移換）などがあります。ただし、各所に分けて規定されているため、これらの条文からどのような優先順序で移換先が決まるのかを判断するのは難しくなっています。自動移換の優先順序が分かりやすくまとめられているものとしては、法令解釈があります。

まず、法令解釈第 10 の 1（2018 年度版条文集 P185 等）で、自動移換の概要をみてみましょう。

自動移換が行われるのは、企業型年金の加入者であった者が、加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して 6 か月以内に、他の企業型年金や個人型年金等に個人別管理資産を移換する旨の申出を行わなかったときです。この場合、6 か月が経過した時点で、① 他の企業型年金の加入者になっている場合は当該企業型年金、② ①に該当しない場合で個人型年金の加入者又は運用指図者になっている場合は個人型年金、③ ①②に該当しない場合は国民年金基金連合会の順に、個人別管理資産の移換先が決まります。

次に、①～③のそれぞれについて、条文で確認してみましょう。

①は、確定拠出年金法第 80 条第 2 項に基づく措置です。企業型年金加入者の資格を喪失した者が、他の企業型年金の加入者となった場合であって、元の企業型年金の加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して 6 か月を経過してもなお、個人別管理資産が元の企業型年金にあるときは、個人別管理資産が元の企業型年金の資産管理機関から新たに加入者となった企業型年金の資産管理機関に移換されます。ただし、元の企業型年金に障害給付金の受給権があるときは元の企業型年金の運用指図者となるため、自動移換は行われません。

②は、確定拠出年金法施行規則第 65 条に基づく措置です。①に該当しない場合であって、企業型年金加入者の資格を喪失した者が、加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して 6 か月を経過した時点で個人型年金の加入者又は運用指図者になっているときで、かつ、個人別管理資産が元の企業型年金にあるときは、個人別管理資産が元の企業型年金の資産管理機関から個人型年金に移換されます。この際、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者になっているか否かを確認するのは、元の企業型年金の記録関連業務を行う運営管理機関です。

③は、確定拠出年金法第 83 条に基づく措置です。企業型年金加入者の資格を喪失した者が、資格を喪失した日が属する月の翌月から 6 か月以内に、個人別管理資産が企業型年金、個人型年金、確定給付企業年金、中小企業退職金共済のいずれにも移換されなかった場合は、元の企業型年金の資産管理機関から国民年金基金連合会に移換されます（中小企業退職金共済への移換は第 14 講でみてみます）。この場合は、特定運営管理機関が記録の管理を行うこととなり、運用指図ができないまま、管理手数料が控除される状態となります。

なお、実務上は、一般的に、②は個人型年金、③は国民年金基金連合会に移換されるものとして取り扱われますが、条文上はどちらも、あくまでも個人別管理資産を管理する役割を担う国民年金基金連合会に移換するものと記載されています。ただし、確定拠出年金法第 55 条により、国民年金基金連合会に移換された者のうち、個人型年金の加入者または運用指図者のいずれにも該当しない者（③のケース）は「連合会移換者」と定義され、国民年金基金連合会に移換された他のケースとは区別されています。条文で確認する際には、②と③のケースを混同しないように注意が必要です。

連合会移換者は、同 73 条の 2 により、給付に関する規定の一部については「個人型年金加入者であった者」とみなすこととされていますが、その他には連合会移換者に関するみなし規定はありません。このことから、連合会移換者である期間は、個人型年金加入者にも個人型年金運用指図者にも該当しないため運用指図ができないこと、老齢給付の支給開始年齢を判定する際に用いる通算加入者等期間に該当しないことが導けます。

このように、自動移換は、企業型年金加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して 6 か月を経過した時点での加入状況等によって、企業型年金、個人型年金、国民年金基金連合会のいずれかに移換されます。

また、一旦国民年金基金連合会に移換された場合（連合会移換者である場合）でも、その後、企業型年金加入者となった場合には企業型年金、個人型年金加入者、個人型年金運用指図者になった場合には個人型年金に、個人別管理資産が自動的に移換されます。

連合会移換者が企業型年金加入者になった場合の自動移換については、確定拠出年金法第 80 条第 3 項に定められています。一方、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者となった場合の自動移換については、先にみたように、条文上は、連合会移換者も個人型年金加入者・運用指図者も国民年金基金連合会に個人別管理資産があるため、法律上の移換は行われません。ただし、国民年金基金連合会のホームページ等では、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者となった者が、連合会移換者であることが確認できた場合には、個人型年金に個人別管理資産が移換される旨が記載されています。この個人型年金への移換によって、特定運営管理機関から通常の運営管理機関に切り替わり、運用指図ができるようになるということです。

自動移換に関する規定は、各所に分かれて定められているため、全体像が分かりにくくなっていますが、基本的には、なるべく連合会移換者を減らし、運用指図が行える状態を確保するために移換されることを念頭に置いて条文を確認すると理解しやすいでしょう。

今回は、「ポータビリティ④制度移行に伴うポータビリティ」です。